

第五節 その他

○ 大学、短期大学及び高等専門学校設置等に係る認可の基準

（平成十五年三月三十一日
文部科学省告示第四十五号）

最終改正 令四・九・三〇文科告一二九

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）

に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号及び第五条第一項を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること。

二 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材の需要の動向を考慮して定められている等社会の要請を十分に踏まえたものであること。

三 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科。以下この条において同じ。）（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織を除く。以下この条において同じ。）又は短期大学に置く学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程。以下この条において同じ。）（短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。以下この条において同じ。）若しくは高等専門学校に置く学科の收容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の收容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。以下この条において同じ。）が、一・一五倍（当該認可の申請をする年度において、收容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部であつて、入学定員が百人以上三百人未満のもの

にあつては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍）未満であること。

四 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科の收容定員充足率が、〇・五倍を上回ること。

五 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは收容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

六 専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（第四条において単に「法科大学院」という。）の設置でないこと。

2 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等（学部又は学科（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が次のいずれにも該当する場合における前項第三号及び第四号の收容定員充足率の算定については、当該学部等に在籍する学生の数から修業年限超過学生（修業年限を超えて在籍している学生をいう。以下この項において同じ。）であつて修業年限を超えて在籍する期間が二年以内のもの（海外の大学、短期大学又は高等専門学校に留学した修業年限超過学生にあつては、修業年限を超える在籍期間が三年以内のもの（数）を控除するものとする。）

一 毎年度、授業計画書（授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画、成績評価の方法及び基準その他の授業の実施に関する事項を記載したものをいう。）を作成し、公表していること。

二 GPA等（学生等の履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるものをいう。）及びその算出方法の設定、公表及び適切な運用を行っていること。

三 成績不振の学生への個別指導を大学等として主体的に実施していること。

3 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等であつて設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないものに対する第一項第三号及び第四号の規定の適用については、同項第三号中「收容定員（通信教育に係るものを除く。）の数」とあるのは「学部等（次項に規定する学部等をいう。）の設置後経過した年数（一年に満たない端数があるときは、これを切り上げる。）を修業年限に相当する年数で除して得た数を收容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に乗じて得た数」とする。

4 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等であつて、当該認可の申請をする年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間、短期大学において修業年限が二年の学科にあつては過去二年間、修業年限が三年の学科にあつては過去三年間、高等専門学校にあつては過去五年間。以下この項において同じ。）に收容定員を変更したものに對する第一項第三号及び第四号の規定

の適用については、同項第三号の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数は、次の算式により算定した数とする。過去四年間に収容定員を二回以上変更した場合には、前段の規定の例により算定するものとする。

収容定員Ⅱ $(A/B) \times C + (D/B) \times (B - C)$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員の数

B 修業年限に相当する年数

C 収容定員を変更した日から経過した年数（一年に満たない端数があるときは、これを切り上げる。）

D 収容定員を変更する前の収容定員の数

5 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第三号の規定の適用については、収容定員充足率に当該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には当該一部の学科）又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下この条において「外国に設ける学部等」という。）のうち開設後修業年限に相当する年数が経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとし、同号中「一・〇五倍」とあるのは、「一・〇五倍、第五項に規定する外国に設ける学部等であつて、設置後修業年限に相当する年数が経過したものにあつては一・三〇倍」とする。

6 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第四号の規定の適用については、収容定員充足率に外国に設ける学部等であつて設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとする。

第二条 文部科学大臣は、大学等に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、大学等に関する法第四条第一項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

一 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項の届出において、偽りその他不正の行為があつたものであつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していないもの

二 認可申請者が設置する大学等について、法第四条第三項に規定する命令、法第十五条第一項に規定する勧告又は同条第二項及び第三項に規定する命令（以下この号において「命令等」という。）を受けたにもかかわらず、当該命令等に係る事項の改善が認められない者

三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不適当

と認められる大学等を設置する者

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和五年度に令和十年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（以下「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数（地域における医師の確保に資するため、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする当該大学の医学部の学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする人数以内に限る。）の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加

二 当該大学の医学部において、他の大学と協力して教育研究を行い、基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担おうとする場合の当該医学部における三人以内の増加

2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百三十人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 第一項の認可の申請の審査については、前二条に掲げる基準のほか、当該大学に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

第四条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち法科大学院に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、法科大学院に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の法科大学院に係る入学定員に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 当該増加後の当該大学の法科大学院に係る入学定員が、令和元年度の当該大学の法科大学院に係る入学定員のうち平成三十一年四月一日に入学する予定の者として募集が行われた数（当該増加を行う年度の前年度までに、当該大学の法科大学院に係る入学定員減について他の大学の法科大学院が次号に規定する増加により算出される収容定員増に係る学則の変更を行った場合にあつては、令和元年度の当該大学の法科大学院に係る入学定員のうち平成三十一年四月一日に入学する

予定の者として募集が行われた数から当該他の大学の法科大学院の増加の人数を減じた数）以下となる場合の当該増加

二 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第四条第一号から第三号までに規定する学識等を涵養するための教育について優れた実績を有する法科大学院が、令和二年度以降に他の大学の法科大学院が行った入学定員減の人数以内で行う増加

2 文部科学大臣は、前項の認可の申請の審査において、令和元年度における全国の大学の法科大学院に係る入学定員のうち平成三十一年四月一日に入学する予定の者として募集が行われた数の総数を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 第一項の認可の申請の審査については、第一条及び第二条に掲げる基準のほか、当該大学の法科大学院に係る地域における法科大学院の収容定員の状況に照らして行うものとする。

第五条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可のうち、既設の医師、歯科医師、獣医師若しくは船舶職員の養成に係る学部若しくは学部の学科（以下この条において「医学部等」という。）又は既設の法科大学院を廃止し、その職員組織等を基に医学部等若しくは法科大学院の設置又は既設の医学部等若しくは法科大学院の収容定員増を行うものについては、当該設置又は収容定員増をした後の当該医学部等又は法科大学院に係る入学定員等が、廃止する既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計（既設の医学部等又は法科大学院の収容定員増の場合にあつては、廃止する既設の医学部等又は法科大学院及び収容定員増を行う既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計）を超えない場合には、第一条第一項第五号及び第六号並びに前二条の規定にかかわらず、認可を行うことができる。ただし、廃止する、又は収容定員増を行う既設の医学部等に係る入学定員等に、第三条に基づく収容定員増を行った人数が含まれる場合については、当該収容定員増の趣旨の変更を伴わない設置又は収容定員増に限り認可を行うことができる。

2 前項における医学部の設置又は収容定員増に係る審査については、第一条第一項第一号から第四号まで及び第二条に掲げる基準のほか、当該医学部に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

附則

1 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

2 令和三年度の大学等の入学者のうち、次の各号のいずれかに該当する者の数については、第一条第一項第三号に定める平均入学定員超過率の算定に当たり入学者の数に含まないものとする。

一 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の病原体に感染したこと又は感染したおそれのあることなどにより、当該大学等の入学者を選抜するための試験を予定の日に受験することができず、当該大学等の定めるところにより後日行われた試験を受験して合格し、入学した者

二 令和三年二月十三日に発生した福島県沖を震源とする地震により被害を受けた地域の交通機関が復旧していないことなどにより、当該大学等の入学者を選抜するための試験を予定の日に受験することができず、当該大学等の定めるところにより後日行われた試験を受験して合格し、入学した者

3 令和四年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項第一号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増（令和五年度に令和十年までの期間を付して行うものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号の規定は、適用しない。

4 令和四年度の大学等の入学者のうち、附則第二項第一号に該当する者の数については、第一条第一項第三号に定める平均入学定員超過率の算定に当たり入学者の数に含まないものとする。

附則（平一七・三・三二文科告五二）
この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平一八・三・三二文科告五一）
この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平一九・三・三〇文科告五〇）
この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平二〇・九・三〇文科告一五三）
この告示は、公布の日から実施する。

附則（平二一・一・一一文科告一七二）
この告示は、公布の日から施行する。

附則（平二二・一・一一〇文科告一四七）
この告示は、公布の日から施行する。

附則（平二三・一・一一四文科告一五八）
この告示は、公布の日から施行する。

附則（平二四・一・一九文科告一六三）
この告示は、公布の日から施行する。

附則（平二五・二・二八文科告二一）
この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

附則（平二五・一・一一文科告一五六）
この告示は、公布の日から施行する。

附則（平二六・一・〇七文科告一四九）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平二七・九・一八文科告一五四）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十九年度の大学の開設等（改正後の第一条第三号に規定する大学の開設等をいう。以下この項において同じ。）に係る認可の申請に対する同号の規定の適用については、同号中「一・一五」とあり、及び「一・一〇」とあるのは「一・三〇」と、「一・〇五」とあるのは「一・二五」とし、平成三十年度の大学の開設等に係る認可の申請に対する同号の規定の適用については、同号中「一・一五」とあるのは「一・二五」と、「一・一〇」とあるのは「一・二〇」と、「一・〇五」とあるのは「一・一五」とする。

附則（平二七・一〇・一文科告一六二）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平二八・一〇・三文科告一三八）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平二九・九・二九文科告一二六）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平三〇・一〇・九文科告八四）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（令元・一〇・二文科告七四）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（令元・一〇・三〇文科告九五）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和二年度において認可を行う申請の審査から適用する。

（経過措置）

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の認可の申請のうち、令和元年度に申請が行われるものに対する改正後の第一条第三号の規定の適用については、同号中「当該認可の申請をする年度から」とあるのは「令和元年度又は令和二年度のいずれかの年度（以下この号において「基準年度」という。）から」と、「当該認可の申請をする年度において」とあるのは「当該平均入学定員超過率に係る基準年度において」とする。

附則（令元・一〇・三二文科告九七）

（施行期日等）

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年一月一日から施行する。

2 令和三年四月一日前にされた令和三年度以降の法科大学院の設置の認可の申請又

は学校教育法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第二百二十八号）附則第二項の規定による令和三年度以降の法科大学院に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、文部科学大臣は、この告示による改正前の第一条及び第二条に掲げる基準のほか、それぞれこの告示による改正後の第一条第一項第五号又は第四条の規定の例により、その審査を行うものとする。

（失効）

3 この告示による改正後の第一条第一項第五号及び第四条の規定は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

附則（令二一・一〇・二九文科告一三五）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（令三・二一・二二文科告九）

この告示は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年二月十三日）から施行する。

附則（令三・五・二八文科告八八）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（令三・九・一文科告二五三）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（令三・十一・十七文科告一九二）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（令四・八・三文科告一〇六）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（令四・九・三〇文科告一二九）

（施行期日）

1 この告示は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。）の認可の申請に係る審査に対する改正後の第一条第一項第三号及び第五項の規定は、なお従前の例による。

3 改正後の第一条第一項第四号の規定は、令和五年度又は令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、適用しない。